

「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」の実施状況等の公表について  
(学校園勤務の教職員を除く)

本データの公表は、次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項、第 21 条に基づき行うものです。

### 1. 実施状況

項目	実績値		目標値 (令和 7 年度)
	計画策定時 (令和 4 年 3 月時点)	現 状	
男性職員の育児休業の取得率	34.6% (令和 2 年度)	46.4% (令和 4 年度)	80%
女性職員の育児休業の取得率	96.5% (令和 2 年度)	98.9% (令和 4 年度)	100%
男性職員の出産サポート休暇の取得率 ※1	98.3% (令和 2 年度)	98.0% (令和 4 年度)	100%
男性職員の子育てパパ休暇の取得率 ※2	92.7% (令和 2 年度)	89.8% (令和 4 年度)	100%
男性職員の育児休業等取得率 ※3	—	54.6% (令和 4 年度)	概ね 100% (令和 8 年度)
管理職に占める女性の割合	16.0% (令和 3 年度)	20.5% (令和 5 年度)	27%以上
役職者に占める女性の割合	24.1% (令和 3 年度)	25.3% (令和 5 年度)	32%以上
年次有給休暇の平均取得日数	15.0 日 (令和 2 年度)	15.5 日 (令和 4 年度)	16 日以上
夏季特別休暇の取得率	97.4% (令和 2 年度)	98.6% (令和 4 年度)	100%
年間時間外勤務 360 時間超の職員数	317 人 (令和 2 年度)	289 人 (令和 4 年度)	0 人
時間外勤務の状況 (一人一月あたりの平均時間外勤務時間)	9.3 時間 (令和 2 年度)	9.2 時間 (令和 4 年度)	8.6 時間以内

※1 男性職員の出産サポート休暇

妻が出産する場合、出産予定日前 6 日から出産日後 1 4 日までの間に、男性職員が取得可能な特別休暇（最大 2 日）

※2 男性職員の子育てパパ休暇

妻が出産する場合、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする場合に、妻の出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内に、育児参加のために取得可能な特別休暇（最大 5 日）

※3 男性職員の育児休業等取得率

育児休業取得対象者の男性職員のうち、フレキシブル・ワーク、テレワーク、育児休業のいずれかを取得した者を対象に算出

### 2. 主な取組内容

○女性活躍推進に関する研修の実施

- ・管理職向けセミナー
- ・部長級職員の意識改革ワークショップ
- ・キャリア形成支援研修
- ・女性リーダー養成セミナー（外部派遣）

- 管理職による「イクボス宣言」
- 育児を行う職員を対象としたフレキシブル・ワークの導入及びテレワークの要件緩和
- 「パパママさわやか子育てレポート」の活用による休暇休業の取得支援
- メンター制度の実施
- 係長級昇任試験実施時の託児所の開設
- 役職者ハラスメント防止研修の実施

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 堺市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.9	%
全職員	73.3	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
局長・部長相当職	96.4	%
課長相当職	99.3	%
課長補佐相当職	96.4	%
係長相当職	95.5	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.7	%
31～35年	92.9	%
26～30年	88.5	%
21～25年	87.6	%
16～20年	87.6	%
11～15年	87.0	%
6～10年	88.4	%
1～5年	84.0	%

#### 【説明欄】

○地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき、その職務の複雑・困難・責任の度合いに基づく職務の級と勤続年数等により決定されます。同一の級・号給であれば、同一の額となり、性別により給与に差異が生じることはありません。

○「男女の給与の差異」が生じている主な要因として、以下の3点が挙げられます。

- ①女性に占める役職者の割合が、男性に占める役職者の割合よりも低い。
  - ②勤続年数の長い職員に占める女性の割合が、男性よりも低い。
  - ③常勤職員以外の職員(会計年度任用職員等)に占める女性の割合が、男性よりも高い。
- また、給与には各種手当が含まれますが、扶養手当を受給する職員が男性の方が女性より多い、時間外勤務手当の基礎となる時間外勤務時間数が男性の方が女性よりも長いといったことも要因となっています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。